案内

必ずチェック　最低賃金！
使用者も　労働者も

本年10月2日から和歌山県最低賃金は、時間額731円となります。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

■詳細・問い合わせ
和歌山労働局賃金室
☎073・488・1152

『全国道路・街路交通情勢調査のお知らせ』
～自動車の利用実態に関する調査～

国土交通省では、都道府県、政令指定市および高速道路会社と連携して、平成27年9月～11月にかけて、全国道路・街路交通情勢調査を実施します。

交通情勢調査は、昭和3年からおおむね5年ごとに実施している全国的な規模の調査です。道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画・建設・管理などについて基礎資料を得ることを目的とし、道路の状況調査や自動車をお持ちの方を対象にしたアンケート調査による、自動車の利用実態に関する調査を実施します。

なお、アンケート調査は、自動車をお持ちの方の中から無作為に抽出されたご家庭に調査票を配布しますので、調査へのご協力をお願いします。

■問い合わせ
国土交通省　近畿地方整備局
和歌山河川国道事務所　調査第二課
☎073・424・2471

屋外広告物の許可申請についてのご案内

屋外広告物は、身近な情報手段として広く親しまれ、地域経済の活性化と街のにぎわいを演出するために大切な役割を担っています。一方、屋外広告物が無秩序に氾らんすると街の景観や風致が損なわれます。

このため、和歌山県では良好な景観の形成、または、風致の維持および公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物が適正に提出されるよう条例によりルールを定めており、屋外広告物を設置する際は町の許可が必要となります。

和歌山県屋外広告物条例の詳細については和歌山県　県土整備部　都市政策課のホームページをご覧ください。
(http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html)
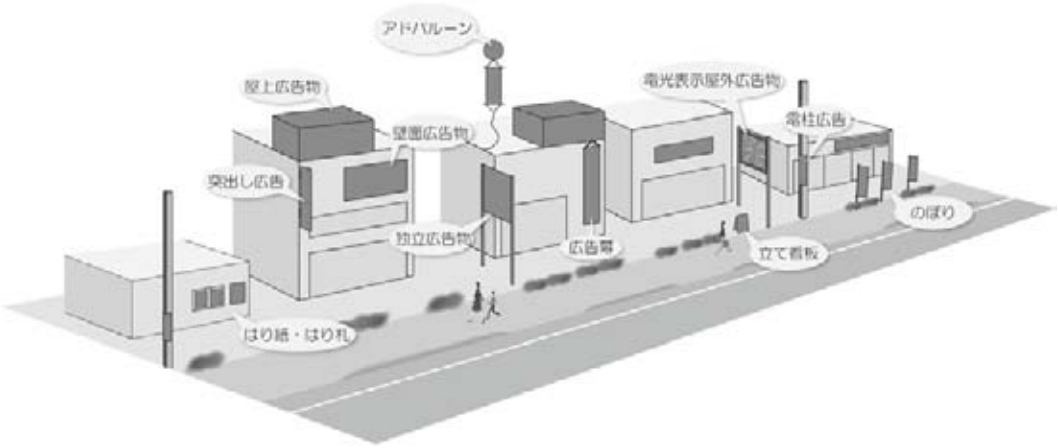
■問い合わせ／吉備庁舎建設課